

6 構造規制【地下水汚染の未然防止】

次の施設（付帯設備を含む）を設置する工場・事業場では、地下浸透防止のための構造規制に係る基準、施設・設備や使用の方法に係る点検基準、点検結果の記録・保存の義務の規定が適用されます。

（1）構造規制に係る基準（構造基準）

対象となる施設の種類	構造基準が適用される箇所（施設）	使用の方法の基準
有害物質使用特定施設 （有害物質を製造・使用・処理する特定施設）	■ 施設本体の床面及び周囲 ■ 施設に接続する配管等	■ 使用の方法 ・ 適正作業や運転上の遵守事項の設定 ・ 管理要領の作成 ・ 緊急対応マニュアル等の作成
有害物質貯蔵指定施設 （有害物質を貯蔵する施設）	■ 施設に接続する排水溝等 ■ 地下貯蔵施設	

（2）点検基準

① 定期点検（水質汚濁防止法第14条第5項）

- 構造基準：構造基準に応じた点検内容及び頻度で定期点検を実施してください。
- 使用の方法：管理要領からの逸脱の有無等について、年1回以上定期点検を実施してください。
- 異常時の対応：有害物質使用特定施設等で異常が認められた際、直ちに補修その他必要な措置を行ってください。

② 記録と保存

定期点検を行ったときは、以下の事項を記録し、法令上3年間保存しなければなりません。しかし、定期点検の記録等は、施設廃止後の土壌汚染対策法による調査の際に必要な資料となりますので、3年経過した後も大切に保管ください。

- 点検を行った有害物質使用特定施設等
- 点検年月日
- 点検の方法及び結果
- 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

7 届出

特定施設・指定排水施設を設置している又は設置しようとする事業者の方は、次の「届出」がそれぞれ必要です。

■ 既に施設を使用している場合	→ 使用届出	（法令施行後、30日以内）
■ 新たに施設を設置しようとする場合	→ 設置届出	（工事着手の60日前まで）
■ 施設の構造等を変更する場合	→ 変更届出	（工事着手の60日前まで）
■ 施設の使用を廃止した場合	→ 使用廃止届出	（廃止後、30日以内）
■ 代表者等を変更した場合	→ 氏名変更届出	（変更後、30日以内）
■ 施設の譲渡等をした場合	→ 承継届出	（承継後、30日以内）

規制内容の詳細は、埼玉県のホームページをご覧ください。



排水規制（濃度規制）



排水規制（総量規制）



地下水汚染の未然防止



所沢市イメージマスコット
ところん

問い合わせ先 所沢市 環境クリーン部 環境対策課
所沢市並木一丁目1番地の1 TEL：04-2998-9230 FAX：04-2998-9195

令和6年4月

この紙が不要になりましたら「雑がみ」としてお出しください。「雑がみ」は貴重な資源です。

工場・事業場等の水質規制

【水質汚濁防止法／埼玉県生活環境保全条例】

河川等の公共用水域に汚水や廃液を排出する工場・事業場は、「水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）」及び「埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）」により、「排水規制」が適用されます。

また、平成24年6月から、有害物質を使用・貯蔵等する施設・設備に対して、「構造規制（地下水汚染の未然防止）」が新たに設けられました。

1 規制の体系

工場・事業場に、法や県条例の対象となる施設を設置しようとする場合は、あらかじめ「届出」が必要です。

また、「有害物質の使用の有無」や「日平均排水量（m³）」に応じて、次のとおり、排水規制や構造規制がかかります。それぞれの規制値については、該当する【表1～3】を参照してください。

（1）排水規制【濃度規制】

届出対象となる施設の種類	◆（法）特定施設 [103種類 ^{※1}] ◆（法）指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽） ◆（県条例）指定排水施設 [6種類 ^{※2}]
--------------	---

		有害物質の使用の有無					
		特定施設で使用		特定施設以外で使用		未使用	
日平均排水量（m ³ ）	10 m ³ 以上	有害項目	→ 表1	有害項目	→ 表1		
		生活環境項目	→ 表2	生活環境項目	→ 表2	生活環境項目	→ 表2
	10 m ³ 未満 （雨水のみを含む） ^{※2}	有害項目	→ 表1	有害項目	→ 表1		
		生活環境項目	→ 表3	生活環境項目	→ 表3	生活環境項目	→ 表3

※1 特定施設の種類のについては、水質汚濁防止法施行令別表第1を参照してください。

※2 指定排水施設の種類のについては、埼玉県生活環境保全条例別表第2第四号を参照してください。

※3 排水が「分流式下水道」に排出されている場合は、雨水のみ規制がかかります。

（2）構造規制【地下水汚染の未然防止】

届出対象となる施設の種類	◆ 有害物質使用特定施設（有害物質を製造・使用・処理する特定施設） ◆ 有害物質貯蔵指定施設（有害物質を貯蔵する施設）
--------------	--

	有害物質の使用の有無		
	有害物質使用特定施設等で使用	有害物質使用特定施設等以外で使用	未使用
構造規制	あり	なし	なし

2 排水規制① 【有害物質を使用する場合】

有害物質を使用する場合、日平均排水量（ m^3 ）に関係なく、次の基準が適用されます。

【表1 有害項目（有害物質）】

単位：mg/L

有害物質の種類	基準	有害物質の種類	基準	有害物質の種類	基準
カドミウム及びその化合物	0.03 ^{※1}	トリクロロエチレン	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
シアン化合物	1	テトラクロロエチレン	0.1	チウラム	0.06
有機燐化合物	1	ジクロロメタン	0.2	シマジン	0.03
鉛及びその化合物	0.1	四塩化炭素	0.02	チオベンカルブ	0.2
六価クロム化合物	0.2 ^{※1}	1,2-ジクロロエタン	0.04	ベンゼン	0.1
砒素及びその化合物	0.1	1,1-ジクロロエチレン	1	セレン及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	ほう素及びその化合物	10 ^{※1}
アルキル水銀化合物	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	3	ふっ素及びその化合物	8 ^{※1}
ポリ塩化ビフェニル	0.003	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ^{※1}
※1 一部の業種については、「暫定基準」が適用されます。			1,4-ジオキサン	0.5 ^{※1}	

3 排水規制② 【日平均排水量10 m^3 以上の場合】

特定施設や指定排水施設を設置し、日平均排水量 10 m^3 以上 の工場・事業場では、規制項目ごとに、次の基準が適用されます。

【表2 生活環境項目】

単位：mg/L（pH、大腸菌群数を除く）

生活環境項目	基準	生活環境項目	基準	生活環境項目	基準
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	大腸菌群数	3,000 [個/ cm^3] (日間平均)	溶解性マンガ含有量	10
生物化学的酸素要求量 (BOD)	25 ^{※1} (日間平均20)	フェノール含有量	1 ^{※1}	クロム含有量	2
浮遊物質 (SS)	60 ^{※1} (日間平均50)	銅含有量	3	化学的酸素要求量 (COD)	160 ^{※3,4} (日間平均120)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	亜鉛含有量	2 ^{※2}	窒素含有量	120 ^{※2,4} (日間平均60)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30	溶解性鉄含有量	10	リン（りん）含有量	16 ^{※2,4} (日間平均8)

※1 BOD、SS、フェノール含有量については、一部の特定施設で異なる基準がかかります（別表1を参照）。
※2 一部の業種については、「暫定基準」が適用されます。
※3 湖沼に直接排水される場合に適用されます。
※4 窒素含有量・リン含有量については、日平均排水量50 m^3 以上の場合に適用されます。また、「総量規制」が適用されます。

【別表1】一部の特定施設^{※5}にかかる異なる基準（生活環境項目）

平成4年4月1日より前に、施設を設置していた事業所に適用されます。

単位：mg/L

特定施設	BOD	SS	フェノール含有量
指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）	60	80 (日間平均70)	5
し尿処理施設（501～2,000人槽のし尿浄化槽）		70 (日間平均60)	
し尿処理施設（その他）	30		

※5 他の特定施設として、「豚房・牛房・馬房」、「と畜業・死亡獣畜取扱業」、「下水道終末処理施設」があります。

4 排水規制③ 【日平均排水量10 m^3 未満の場合】

日平均排水量 10 m^3 未満 の小規模事業所については、表3の基準が適用されます。
ただし、別表2の特定施設や指定排水施設を設置している場合に限りです。

【表3 生活環境項目】

単位：mg/L（pHを除く）

生活環境項目	基準
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	150（日間平均120）
浮遊物質（SS）	180（日間平均150）



【別表2 対象となる特定施設等（小規模事業所排水規制関係）】

【法律】特定施設	【県条例】指定排水施設
動物系飼料・有機質肥料製造業（11）	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設（イ）
共同調理場（66-4）	共同調理場又は病院のちゅう房施設（ロ）
弁当仕出屋・弁当製造業（66-5）	特定給食施設（ハ）
飲食店（66-6）	コルゲートマシン（ニ）
そば・うどん・すし店・喫茶店（66-7）	飲食店のちゅう房施設（ホ）
料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ（66-8）	カット野菜製造業の洗浄施設及び原料処理施設（ヘ）
病院（68-2）	※（ ）内の数字（2001を除く。）は水質汚濁防止法施行令別表第1各号の数字です。（2001）は水質汚濁防止法施行令第3条の2のし尿浄化槽を示します。また、（ ）内イ～ヘは埼玉県生活環境保全条例別表第2第四号イ～ヘに対応します。
自動車分解整備事業の洗車施設（70-2）	
し尿処理施設（72）	
指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）（2001）	
上記の工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置する工場又は事業場（74）	

5 自主測定

特定施設・指定排水施設から排出される汚水等に対しては、水質汚濁防止法第14条第1項及び埼玉県生活環境保全条例第69条の規定に基づき、汚染状態の測定を実施し、その結果を記録（3年間保存）する必要があります。
なお、測定項目は、排出される汚水等に応じて選定します。

【自主測定回数一覧表】

日平均排水量 区 分	法 律 対 象				県 条 例 対 象	
	有 害 物 質 取 扱 工 場 ※1		そ の 他 の 工 場・事 業 場		有 害 項 目	生 活 環 境 項 目
	有 害 項 目	生 活 環 境 項 目	有 害 項 目	生 活 環 境 項 目		
1,000 m ³ 以上	1回／1月	1回／1月	1回／1月		1回／1月	
300 m ³ 以上 1,000 m ³ 未 満		1回／2月	1回／2月		1回／2月	
10 m ³ 以上 300 m ³ 未 満		1回／3月	1回／3月		1回／3月	
10 m ³ 未 満		1回／1年 ※2	1回／1年 ※3	1回／1年 ※4	測定義務なし	

※1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第3条第2項第1号に定める工場をいう。
※2 ※4に掲げる特定事業場を併設する特定事業場に限る。
※3 ※1に掲げる工場以外の有害物質を取り扱う特定事業場に限る。
※4 別表2に掲げる施設を設置する特定事業場に限る。